

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定による国の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面す

る事業者の事業継続を下支えするため、家賃等の負担を軽減するため、事業を継続する事業者、又はこれらの事業者に対して家賃等の全部若しくは一部を減免する者に対し支給する余市町家賃等軽減助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 余市町の区域内において事業を行う資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満、若しくは資本金の額若しくは出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の法人又は個人であって、令和元年（2019年）12月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者をいう。ただし、町内に施設を有する高等学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校をいう。）のうち、余市町受入体制確保助成金支給要綱において、町長が必要と認めるものであって、現に当該高等学校に通学する生徒を受け入れる施設を営む事業者を除く。

(2) 家賃等 他人の土地及び建物を自ら営む事業のために直接占有し、使用又は収益を行っていることの対価として支払われる家賃、地代及び賃料をいう。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(3) 家賃等の差額 前号に掲げるものであって、賃借人が負担すべき家賃等に関し、国の緊急事態宣言の延長等の状況に鑑み、家賃等の全部又は一部減免を行っている場合の全部又は一部減免相当額と従来契約による家賃等との差額

(4) 対象期間 令和2年（2020年）5月1日から同年12月31日までの期間をいう。

(助成金の支給対象者)

第3条 助成金は、町税（個人町民税、法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、国民健康保険税及び入湯税をいう。）を滞納していない事業者で、次の各号のいずれかに該当する事業者へ支給

する。

- (1) 対象期間において、家賃等の支払を行っている者
- (2) 事業者に対し、対象期間において、家賃等の差額の全部又は一部減免を行っている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、助成金を支給しない。

- (1) 余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等
- (2) 賃貸人である個人又は法人の代表者と、借借人である個人又は法人の代表者が同一生計を有していると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が不相当と認める者
(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号にあっては、各月において負担すべき家賃等の合計額の3分の1とする。ただし、1事業者につき、1か月分当たり5万円かつ2か月分を限度とする。
- (2) 前条第1項第2号にあっては、家賃等の差額の全部又は一部減免相当額の3分の1とする。ただし、1事業者につき、1か月分当たり5万円かつ2か月分を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和2年

(2020年)10月12日から令和3年(2021年)2月15日までに提出しなければならない。

- (1) 余市町家賃等軽減助成金申請書（様式1又は様式2のいずれか）
- (2) 事業者確認書（様式3）
- (3) 町税の滞納がない旨の申出書及び町税の調査閲覧同意書（様式4）
- (4) 誓約書（様式5）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 町長は、助成金の支給に関し、助成金の支給の目的を達成するため、必要があるときは、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 助成金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、対象期間の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 町長が必要に応じて行う調査及び関係条例等の遵守に協力すること。

(助成金の支給決定)

第7条 町長は、第5条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により支給の可否を決定し、その決定の内容を当該申請を行った者に余市町家賃等軽減助成金支給決定通知書（様式6）又は余市町家賃等軽減助成金不支給決定通知書（様式7）により通知するものとする。この場合において、支給を可とする場合は、家賃等の支払、又は、家賃等の全部若しくは一部減免に係る契約の相手方に対し、余市町家賃等軽減助成金支給について、様式8により通知する。

（助成金の支給）

第8条 町長は、前条により助成金を支給すべきと決定したときは、申請書に記載の金融機関口座への口座振替の方法により助成金を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 町長は、事業者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合は、助成金の支給決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該事業者に余市町家賃等軽減助成金支給決定取消通知書（様式9）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により支給決定の取消しをした場合において、既に助成金を支給しているときは、余市町家賃等軽減助成金返還命令書（様式10）により、期限を定めて、支給した助成金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により助成金の返還を命ぜられ、これを期限までに納付しなかったときは、期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和3年（2021年）3月31日限り、その効力を失う。